

宜野湾市社会福祉センター 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

宜野湾市社会福祉センター
所長 多和田 眞光

1. 感染予防策（共通事項）

宜野湾市社会福祉センターに従事する全ての職員

- (1) 就業前の体温測定（各団体にて実施）を実施する。
- (2) 体調管理表を記入する。（社会福祉協議会職員）
- (3) 手洗い及び手指消毒を徹底する。
- (4) マスクの常時着用する。
- (5) 施設内設備や備品の感染防止対策として消毒を徹底する。

2階ホール利用者（主催者）

- (1) 来場者全員のマスクの常時着用する。
- (2) マスクを外さなければできない活動利用は原則禁止する。
- (3) 手指消毒液の持ち込み・手指消毒を徹底する。
- (4) 体調不良者は来場不可とする。
- (5) 来場者全員の連絡先を把握する。
- (6) 2階ホールの貸出においては、主催者が申請時、社会福祉センター使用許可申請書と併せて**新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン確認書**を提出（別紙様式）する。
- (7) 飲食を伴う会合は、大人数・長時間での開催は控える。

2. 2階ホール利用時の厳守事項

- (1) 三密にならないための対策
 - ① 席は適度の間隔をあけるなど、可能な限り広く座席を配置して対人距離を確保する。大声は、出さないよう配慮する。
 - ② 入場時の待機客列は1 m程度の間隔をあけながら、混雑を避けスムーズに入室できるよう配慮する。
- (2) 来場者は全員マスクを常時着用する。
- (3) 2階ホール入り口には、消毒液を設置し、入場及び退場時には手指消毒を徹底する。（消毒液は主催者側で持参する）
- (4) 施設の換気対策として冷房使用時も、窓や出入口を少し開け、換気を行う。もしくは1時間に1回は窓を開放し換気を行う。
- (5) エレベーターは、過密状態にならないよう乗員数（2名程度）に制限し、可能な限り、利用を控え対人距離を確保する。

(6) 発熱等の症状のある方の来場制限方法

- ① 軽度でも発熱や咳、頭痛など風邪の症状がある方については、来館を控える。
 - ② 催事主催者は参加者に自宅で必ず検温を行うなど、開催通知、チラシ、HP 等にて、入管前の体調チェックを呼びかける。
- (7) 催事主催者は、来場者に万が一感染が発生した場合に備え、参加者を追跡できるように、氏名、連絡先等を記入してもらい、緊急時の個人情報の提出を必須とし、催事を開催していただく。コロナ感染症者が出た場合、提出ができるように準備する。
- (8) 催事主催者は、県外からの参加者が想定される場合、検温など必要な対策を行うこと。
- (9) 備品設備（マイク等）の取扱者を選定し、不特定多数の方の共有を制限すること。
- (10) 感染が疑われる方が出た場合、会場利用者（主催者）は、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- (11) トイレ使用後は、蓋を閉めて汚物を流すようにする。
- (12) 使用後は、マイクや備品等、接触する箇所を特に注意して消毒を行い、返却すること。
- (13) 2階ホールでの催事について、収入人数を最大とし、貸し出しを行う。

借用場所	収容人数
2階ホール	200名

3. その他基本的な感染予防策（宜野湾市社会福祉センター）

- (1) 感染が疑われる方が出た場合、保健所等の公的機関に会場利用者（主催者）の必要な情報を提供する。
- (2) 感染予防対策の表示を行う。
- (3) マイク備品等の接触する箇所の消毒を行う。

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン確認書

宜野湾市社会福祉センター所長 様

団 体 名 _____
代 表 者 _____ 印
施設利用責任者 _____
電 話 番 号 _____

会場利用日	令和 年 月 日 ()
催 事 名	
利用会場	2階ホール

新型コロナウイルス感染症の集団感染防止の為、施設利用にあたり以下の条件を厳守いたします。

- 2階ホール催事について、収容人数（200人まで）で利用いたします。
- 来場者同士が密集しないよう適度な間隔を設けた座席配置とします。
- 大声は出さないよう配慮し、来場者全員がマスクを着用します。
- 利用開始と終了後には、来場者全員が手指消毒を行います。
（消毒液の準備は主催者にて行います）
- 利用時は窓、扉を開け、必ず換気を行います。
- 参加者全員の体調を確認し、体調のすぐれない者は参加させません。
- 感染が発生した場合に備え参加者の追跡が可能なよう、参加者名簿により、全員の連絡先を控えます。また、感染が疑われる方が出た場合、会場利用者（主催者）は、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。
- 施設使用後は、マイクや備品等の消毒を行います。
- 飲食を伴う会合は、大人数・長時間での開催は控えます。

受領日 令和 年 月 日

※原本は宜野湾市社会福祉センター管理者が保管いたします。

所長	局長	担当